

28

大 日 本 帝 國 政 府

昭和十八年七月十三日

御 事 務 官

總務課長

官

厚生大臣官房總務課長

殿

大藏省總務局文書課長

企業整備等ニ伴フ臨時的收入ノ貯蓄化ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ別紙ニ依リ來ル七月十五日(木)ノ次官會議ニ附議決定ヲ得度候ニ付テハ右ニ關シ御意見有之候ハ、明十四日午前中ニ當省國民貯蓄局特別施設課長宛電話其ノ他御便宜ノ方法ニ依リ御連絡相成度此致特貴意候也

裏面白紙

秘

企業整備等ニ伴フ臨時的收入ノ貯蓄化ニ關スル件

(一八、七一三)

企業整備ニ關シテハ企業整備資金措置法ノ施行ニ依リ浮動購買力ノ發生ヲ防止スルコトトナリタルモ尙相當多額ノ資金ノ放出ヲ見ルベク之等ニ因ル臨時的收入ノ貯蓄化ヲ圖ルハ現下極メテ緊要ナルヲ以テ之ガ目的達成ノ爲各省各廳ハ左記各項ヲ實行スルモノトス

記

一、各省各廳ハ企業整備ニ關シ許可、認可、指導又ハ斡旋等ヲ爲スニ際シテハ資金ノ浮動化防止ニ留意シ其ノ企業整備資金措置法ニ基ク特殊決濟以下單ニ特殊決濟ト稱スノ方法ニ依ラザルモノニ付テハ努メテ國債債券等ノ交付ニ依ル支拂方法其ノ他ノ長期貯蓄化ヲ勵獎スルト共ニ昭和十七年大藏省令第二十七號ニ依ル報告書ノ提出方ヲ徹底ヤシム

裏面白紙

ルコト

三、特殊決済ノ方法ニ依ラザルコトノ許可ヲ爲シタル場合ニ於テ許可金額中金融機關ニ非ザル者ヲ債權者トスル舊債ノ償還ニ充ツベキモノガ三千圓以上ナルトキハ許可事務取扱官廳ハ遲滞ナク別ニ定ムル様式ニ依リ舊債債權者ノ住所氏名、許可金額中舊債ノ償還ニ充ツベキ金額、申請者ノ住所氏名等ニ付舊債債權者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スルコト

特殊預金又ハ特殊金銭信託ノ期限前拂戻又ハ解除及債務者特殊借入金又ハ戰時金融金庫特殊借入金ノ期限前償還、譲渡、質入ニ付現金化ノ許可又ハ認可ヲ爲シタル場合ニ於テ許可金額中金融機關ニ非ザル者ヲ債權者トスル舊債ノ償還ニ充ツベキモノガ三千圓以

裏面白紙

上ナルトキハ許可事務取扱官應ハ遲滞ナク別ニ定ムル様式ニ依リ舊債
債權者ノ住所氏名許可金額中舊債ノ償還ニ充ツベキ金額申請者ノ住所
氏名等ニ付當該債權者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スルコト
同解散シタル法人ノ殘餘財産ノ分配ニ關シ裁判所ガ當該法人ノ清算人ヨ
人ヨリ企業整備資金措置法ニ基テ許可ノ申請ヲ受ケタルトキハ遲滞ナ
ク法人ノ主タル事務所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ當該申請ノ要領ヲ
通報スルコト

五政府ガ土地、建物、船舶、設備又ハ權利等臨時資金調整法施行令第九
條ノ二第一項各號ニ定ムルモノノ買上又ハ收用ヲ爲ス場合ニ於
テ特殊決済ノ方法ニ依ラザルモノニシテ一件ノ金額三千圓以上
ノモノニ付テハ小切手振出前ニ於テ金額確定後遲滞ナク別ニ定ム

裏面白紙

ル様式ニ依リ當該債務發生ノ原因、債主ノ住所氏名ノ一人當リノ金額等ニ付當該債主ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スルコト尙此ノ場合ニ於テ當該契約擔任官ハ其ノ相手方ニ對シ代償金ノ貯蓄化ノ趣旨ヲ豫メ徹底シ置クコト

六臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ基ク合併ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲スニ當リテハ特殊決濟ノ方法ニ依ラザル會社合併交付金ノ交付ニ關シ當該行政官廳ハ之ガ浮動化防止ノ措置ヲ講ズルコト

以上

様式(一)

昭和 年 月 日
土地建物設備等買收通報

官衙所在地
通報者官氏名

地方長官宛

何省所管

債務發生原因	買收物件所在地	金額	債主		支拂月日
			氏名	比率	
何々ノ收買					
何々ノ買上					
...					
...					
...					

裏面白紙

様式(二)

特殊決済免除許可通報

昭和 年 月 日

地方長官宛

官廳所在地
通報者 官 氏 名 印

許可金額中舊債償還充當額	許可年月日	被許可者ノ住所氏名	舊債権者ノ住所氏名	摘要
圓				

備考 本通報ハ許可金額中金融機關ニ非ザル者ヲ債権者トスル舊債ノ償還ニ充ツベキモノ三千圓以上ナル場合ニ限り提出スルコト

裏面白紙

様式三

昭和 年 月 日

特殊金貸付金
特殊金預託金
特殊金借入金

期限前償還許可(認可)通報
拂除
質入
譲渡

許可事務取扱機関所在地

通報者氏名

地方長官宛

許可金額中舊償還充當額

圓	住所氏名	住所氏名	摘要
	住所氏名	住所氏名	
	住所氏名	住所氏名	
	住所氏名	住所氏名	
	住所氏名	住所氏名	

備考 本通報ハ許可金額中金融機關ニ非ザル者ヲ債權者トスル舊債ノ償還ニ充ツベキモノ三千圓以上ナル場合ニ限り提出スルコト

裏面白紙

昭和十七年五月

土地代金等による國債の購入に就て

附 臨時資金調整法關係法令
及報告書様式並記載例

國民貯蓄獎勵局

207

はしがき

本書は昭和十七年四月氏家奨励局次長が放送された講演の速記である。併せて關係法令及之に基く報告書の様式並記載例を附して参考に資せんとした。大方の理解ある協力を得るに多少なりとも役立てば幸である。

昭和十七年五月

國民貯蓄奨励局

土地代金等による國債の購入に就て

國民貯蓄奨励局次長 氏家 武

臨時資金調整法といふ法律がありますが、夫れが今回改正になりました結果、今後土地や建物などを賣つて纏つたお金を手に入れました場合には、特別の事情のない限り、其の金で國債を買つて載かねばならないことになりました。其の法律の條文はたつた一ヶ條であり、而も極めて簡単に書いてありますので、世間には未だ此の事を御存じない方が相當に多い様に見受けられます。今臨時資金調整法の第十條の二といふ處を見ますと、單に「土地其の他のもの」とあるばかりで、建物や船舶などを賣つた場合も含むのかどうか明らかではありませんし、又「代償として受くる金銭の處分に關し必要な命令を爲すことを得」とあつて、是がどうして國債を持つてといふ意味になるのか、法律の文面だけでは、はつきりしないのであります。夫れ等のことは別に臨時資金調整法施行令といふ勅令に規定してありますし、又土地其の他のもの、賣買をした場合の届出の仕方などに付ては、大藏省令の方に規定があります。是から、夫れ等の關係法令の規定に

付きました其のあらましを御説明申上げたいと存じます。

申上げる迄もなく、戦争に勝ち抜く爲には國民貯蓄を増加することが極めて必要であります。従つて政府も、國民貯蓄の奨励をば戦時下に於ける最高の經濟政策として取上げて居ります。し、國民も亦、不自由を忍び困難缺乏に堪へつゝ克く政府の方針に協力して、事變以來今日迄、既に五百億の大貯蓄を築き上げたのであります。然るに大東亞戦争の勃發に伴ひまして、戦費は更に一層嵩んで参りました。又今後どしどし生産設備を擴張して軍需品の供給を尙一層豊富にする爲には、益々多額の資金を注ぎ込まねばなりません。就きましては、政府も國民も、凡ゆる機會を捉へ、凡ゆる手段を講じて更に一段と貯蓄の増加に努めなければならないのであります。此の度「土地其の他の物の賣却代金に依る國債購入の制度」を設けることになりましたのも、此の趣旨に出たものに外ならないのであります。由來土地や建物などを賣つた場合の代金や、土地收用法に依つて收用されたりしました場合の補償金などは——法律ではこの兩者を合せて代償金と呼んで居りますが——是は其の性質上概ね臨時的收入と認められますのみならず、相當纏まつた金であります關係上、是が消費的購買力として浮動化することは極力之を防がなければなりません。

他方は等の金は、國債其の他の有價證券の消化の源泉として最も適當と認められますので、「土地を賣つたら國債を」といふ運動は從來から全国各地で行はれて居た様であります。只然し今日迄の運動は、國債購入の程度が地方によつて不揃ひであつたり、届出の制度がない爲に、偶々見付つた者だけが國債を持たされるといふやうな不公平なことがありましたので、今回從來から行はれてゐた此の運動を合理的に統一的にし更に強化徹底せしめて、國民貯蓄増強の上に一層貢獻せしめることにしたのであります。

先づ第一に、國債を購入しなければならぬのは、土地と建物とを賣つた場合に限るのかと申しますと、そればかりではないのであります。此の外に船舶、立木それに事業の設備、地上權、永小作權、土地建物の賃借權、特許權、鑛業權、漁業權などを、賣つたり收用されたりした場合には亦同様であります。一つ毛色の變つた物と致しましては、書畫骨董が入つて居りますが、是は主として澤山の書畫骨董を纏めて賣捌く場合、所謂賣立の場合を豫想致して居るのであります。

第二は土地建物等の賣却代金を受取つた場合に國債を買ふのは、代償金の一部でも宜しいか又は其の全額でなければならぬのかといふ問題であります。土地とか建物とか船舶とか其の他前に申上げました様な物件や權利の賣買が行はれます際には、仲介者即ち仲立人への謝禮金其の他

色々の費用がかかるのが通例でありますから、代償金額の全額を國債買入に充てていただきますことは聊か無理と思はれる場合もありますが、少くとも代償金額の八割相當額以上の國債は是非買つていただかなければならないのであります。

第三は國債の買入時期の問題であります。即ち代償金を受取つたら直に買入れなければならぬか、或は法律に依る國債買入保有命令を受けてからでも宜しいかといふことであります。代金を受取つたら直に國債買入をなさることは素より少しも差支ありませんが、大蔵大臣の命令を受けてから買入れるといふことでは遅すぎるのであります。夫れは何故かと申しますと、今回の法律改正の趣旨は、前に申述べました通り、從來から行はれて居ります「土地を賣つたら國債を」といふ貯蓄奨励運動を、一層全国的に統一的行はう、其の爲には最後の手段として、斯ういふ法律に基く命令も發し得ることにして置く方が好都合であるといふにあるのであります。それでありますから、土地や建物などを賣つた人々に對して、此の臨時資金調整法「第十條ノ二」に基く國債の買入保有命令——此の命令に従はない場合には千圓以下の罰金に處せられることになつて居ります——斯様な嚴重な命令を片端から出さうといふ様なことは毛頭考へて居らないのであります。

即ち、地方長官は土地其の他のもの、賣却又は收用があつたといふ事實を知りましたときは、其の代償金の受取人に對し、國債購入勸奨状といふのを發送しまして、國債の買入を勸奨即ちすすめることになります。代償金の受取人は、其の勸奨に應じて、國債購入豫定計畫書に必要事項を記入した上之を地方長官に提出するのであります。此の場合、代償金受取人が、前に申述べました様に、代償金の八割以上の國債を購入する計畫を立てて居りますれば何等の問題もないのであります。已むを得ない事情があつて代償金の八割迄の國債は買へないといふ様な場合には、其の提出した國債購入豫定計畫書をめぐつて、府縣當局との間に折衝を重ねることになるのであります。府縣當局——府縣では總務部の振興課に於て此の事務を取扱ふのであります——此の府縣當局は、土地其の他の物件を賣却するに至つた動機や、受取つたお金の費途などを取調べました上で、相當の理由ありと認めました場合には、國債購入額を減額したり、或は全然これを免除したりすることが出来ることになつて居るのであります。

然らば府縣當局はどんな標準で、國債購入額の對酌を爲し得るかと申しますと

第一は苦しい借金の返済に充てたいといふ場合、

第二は例へば甲の建物を買ふ爲に乙の建物を賣つたといふ様に、是非共必要な代替物を買入れ

たいといふ場合、

第三は病氣や災害などに依つて、不時の費用がどうしても要るといふ場合、

第四は事業資金として使ひ度いといふ場合、但し此の場合の事業とは時局緊要なる産業のみに限られて居ります

第五には轉業廢業の爲に、差當りの生活費としてどうしても金が入用な場合などが通例考へられるのでありますが、此の外にも、地方長官が國債の買入をさせるのは適當でないを認められた場合には、相當の斟酌を加へ得ることになつて居ります。又例へば、自分は半額だけは國債を買ふが、後の半額は貯金や預金にして持つて居たいから之を許して貰ひ度いといふ様な人もあるだらうと思ひます。斯様な場合此の預金や貯金が相當の長期安定性のものでありませれば之を許すつもりであります。獨り預金や貯金に限らず、賣つた代金の一部を、保険や年金や無盡の掛金などに充てた場合でも、又は戦時債券や社債、地方債の買入れ資金などに充てた場合でも、矢張り、其の限度に於て國債の買入額を減額致して差支ないを考へて居ります。以上の様な次第で、個々の事情を無視して何んでもかんでも遮二無二國債を押し付けようとするものでは決してないのであります。然し廣い世間には、未だ時局の認識が足らず、己の金を己が使

ふのに被是いふなどいふ様なことを申したり唯わけもなく國債を毛嫌ひしたり、又或は大金の入つたのを幸に、餘計な物を買溜めしたり、飲食に費してしまつたりする人がないとも限りません。それで地方長官が、色々を條理を説き手段をつくして勸奨致しましても、どうしても之に應じない人が、萬一にもありましたときに、始めて法規に基き大蔵大臣から國債の買入保有命令が發動せられるのであります。もう此處まで参りますれば、指定された金額の國債を買求めて、之を指定された期間保有して居るより外に途がなくなるのであります。私は國民各位が國債消化の重要性和、本制度の趣旨を克く御理解の上、快く地方長官の勸奨に應ぜられ、今回の規定は、謂はば飾り物に過ぎないものとなる様にお願ひ致し度いのであります。

最後に、本制度の完全なる運用の爲には、地方長官が土地其の他の物件や権利が誰と誰との間に賣買されたか、其の価格は幾何程であつたか、代金は何程誰から誰に渡されたかといふ様なことを、洩れなく知り得る様な仕組になつて居ることが極めて必要であります。尤も地方長官は他の色々な事務を執行してゐる間に、自然に是等の事實が判る場合も少くはないと思ふのであります。然し時期を失しましては色々不都合なことも起つて参りますので、相手方たる買つた人、收用した人々にも、この制度の實施に協力して頂くことになつて居るのであります。即ち土地、

建物などを買つた人、牧用した人は、その支拂ふ代償金が、金を受取る人一人々々から見ても五千圓を超えるときは、地方長官を経由して大蔵大臣に報告をしなければならぬのであります。此の報告をすることは法律上の義務となつて居りまして、若し之を怠りますれば罰則の適用を受けることにもなりますから是非お忘れのない様にお願ひ致して置きます。

尙受取るべき金額五千圓以下の場合には手数の關係などもありまして各人の良心にお任せ致した次第であります。是も五千圓以上の場合と同様に、なるべく多く貯蓄の方に振向けて頂く様只管お願ひ致して置きます。

以上で大體本制度のあらましをお話し致しましたが、私は、國民各位の御協力に依りまして、本制度が圓滑に運用せられ、本年度國民貯蓄増加目標額二百三十億圓達成の上に、出来るだけ多く貢獻をなし得ることを望んで已まない次第であります。

臨時資金調整法關係法令

臨時資金調整法(昭和十二年九月十日)
法律第八十六號

改

正
昭和十四年四月二十一日法律第八十六號
昭和十五年三月三十一日法律第七十八號
昭和十六年三月三十一日法律第八十八號
昭和十七年四月十八日法律第九十四號

抄録

第十條ノ二 政府ハ土地其ノ他ノモノニシテ命令ノ

定ムルモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者又ハ其ノ利害關係人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ代價トシテ受タル金銭ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項

二 有價證券ニ關スル事項

三 國際收支ニ關スル事項

四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

五 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル事項

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

二 第十條ノ二ノ規定ニ基キ金銭ノ處分ニ關シ發スル命令ニ違反シタル者

三 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ虛

212

偽ノ報告ヲ爲シタル者
 四 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルモノ
 第十八條ノ二 第十六條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

臨時資金調整法施行令(昭和十二年九月十五日勅令第五百二十七號)

抄録
 第九條ノ二 大蔵大臣ハ左ノ各號ノ一ニ掲グルモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者又ハ其ノ利害關係人ニ對シ其ノ代價トシテ受クル金銭ノ一部ヲ以テ國債ヲ買入保有スベキコトヲ命ズルコトヲ得

(昭和十二年九月二十五日勅令第五百二十六號ニヨリ第十二條ノ規定ヲ除キ昭和十二年九月二十七日ヨリ施行セラルルニ)
 本法ハ第十四條及第十四條ノ三乃至第十五條ヲ除キ大東亞戰爭終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス
(昭和十七年二月法律第九號ニヨリ支那戰爭ヲ大東亞戰爭ニ改ム)
 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十七年四月一日法律第八十四號)

改

- 正(昭和十三年八月十五日勅令第五百九十九號、昭和十四年四月廿二日勅令第三百二十四號、昭和十七年四月一日勅令第三百六十七號)
- 一 土地、建物、船舶又ハ樹木ノ集團
 - 二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外事業ニ屬スル設備
 - 三 地上權、永小作權又ハ土地若ハ建物ノ賃借權
 - 四、特許權、鐵業權又ハ漁業權

五 書畫又ハ骨董

六 其ノ他大蔵大臣ノ指定スルモノ

土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

大蔵省令第二十七號(昭和十七年四月一日)
 土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム
 第一條 臨時資金調整法施行令(以下令ト稱ス)第九條ノ二第一號乃至第四號又ハ第六號ニ掲グルモノヲ收用シ又ハ購入シタル者ハ此等ノモノヲ收用セラレ若ハ賣却シタル者又ハ其ノ利害關係人毎ニ其ノ代價トシテ支拂フベキ金銭(以下代價金ト稱ス)ニシテ五千圓ヲ超ユルモノニ付其ノ代價金額確定後遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ大蔵大臣ニ提出スベシ但シ此等ノモノノ賣買

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル件

- ヲ爲スヲ案トスル者ヨリ購入シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 收用者又ハ購入者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - 二 收用又ハ購入ノ目的タル物件又ハ權利ノ種類並ニ當該物件又ハ當該權利ノ目的タル物件ノ所在地
 - 三 收用又ハ購入ノ年月日
 - 四 代價金ヲ受クベキ者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱並ニ其ノ各人別ノ代價金額
 - 五 代價金支拂ノ年月日
- 第二條 令第九條ノ二第五號ニ掲グル物品が入札其

ノ他競争ノ方法ニ依リ賣却セララルル場合ニ於テハ
其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ハ其ノ賣却者毎ノ賣
却代金ニシテ五千圓ヲ超ユルモノニ付其ノ賣却代
金額確定後遅滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル
報告書ヲ大蔵大臣ニ提出スベシ
一 札元又ハ之ニ準ズベキ者ノ住所及氏名、商號
又ハ名稱
二 賣却ノ年月日
三 賣却者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱並ニ其ノ

各人別ノ賣却金額
四 賣却代金交付ノ年月日
第三條 前二條ノ報告書ハ令第九條ノ二第四號中特
許權及同條第五號ニ掲グルモノニ關シテハ代價金
ヲ受クベキ者ノ住所地ヲ、其ノ他ノモノニ關シテ
ハ當該物件又ハ當該權利ノ目的タル物件ノ所在地
ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スルコトヲ要ス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

報告書様式並記載例

昭和十七年四月大蔵省令第二十七號ニ依ル報告書

昭和十七年四月十七日

大蔵大臣 賀屋 興 宣 殿

代價金交付ノ年月日	物件又ハ權利ノ種類	所在地	目的物ノ員數	代價金額	代價金ヲ受クベキ者ノ住所	氏名	摘要	昭和十七年四月十五日	
								收用又ハ購入年月日	及氏名、商號又ハ名稱
昭和十七年四月三十日	土地	東京市日本橋區通一丁目八ノ一	宅地五〇坪	五〇、〇〇〇	東京市世田ヶ谷區代田二丁目三四	永井 好一		野	爲也
	土地	東京市日本橋區通一丁目八ノ二	宅地二〇坪	二〇、〇〇〇	東京市中野區本町通一ノ一〇	堤 修二			
	土地	東京市日本橋區通一丁目八ノ三	宅地一〇坪	一〇、〇〇〇	神奈川県逗子町三六七	田中 謙三			
計				八〇、〇〇〇		三名			

備考 一、代價金受領者毎ニ代價金五千圓ヲ超ユル場合ハ確定後速ニ本報告書ヲ道府縣廳ヲ經テ提出スルコト
二、目的物ノ員數ハ例ヘバ田一町五反、或ハ倉庫一棟木造瓦葺二階建坪七十五坪等ト簡明ニ記入スルコト
三、大蔵省令第二十七號第二條該當ノ場合ハ當該欄ヲ訂正使用スルコト
四、報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處セラルベシ

214

國債購入豫定計畫書

昭和十七年四月二十五日

東京府知事 松村光磨殿

賣却者住所 東京市中野區本町通一ノ一〇
職業氏名 酒商 堤修二郎

一、代償金ニ關スル調

代償金額	受入年月日	支拂先	受入ノ方法
二〇、〇〇〇円	昭和一七、四、三〇	東京市在原區四中延四丁目一、二七〇也 野爲也	小切手 日本晝夜銀行中野支店渡

二、代償金ニ依ル國債購入豫定計畫

國債購入豫定額	購入實行豫定年月日	購入先	摘要
四、〇〇〇円	昭和一七、五、一五	日本銀行本店	

三、代償金ニ依ル國債購入以外ノ貯蓄充當豫定額

貯蓄方法區分	預ケ入又ハ拂込先	貯蓄豫定額	貯蓄實行年月日	摘要
銀行定期預金	東京市中野區本町通 日本晝夜銀行中野支店	四、〇〇〇円	昭和一七、五、一五	

計		四、〇〇〇		
---	--	-------	--	--

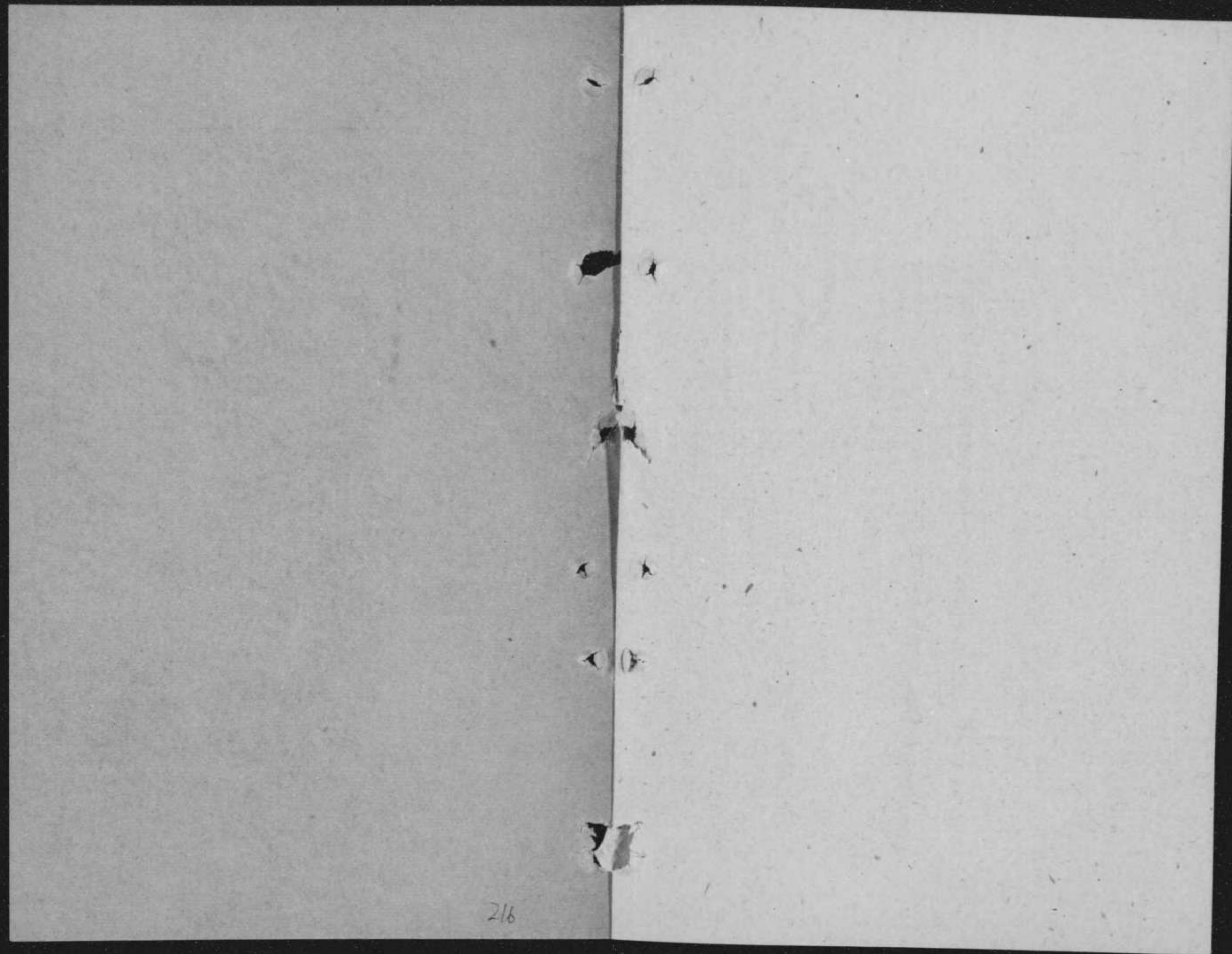
四、其ノ他代償金ノ充當額及其ノ事由

昭和七年ニ於ケル營業不振ニ依ル借財皆済ノ爲昭和十七年五月十五日充當ノ見込八、〇〇〇
○圓別紙借用證書寫添付

五、特 殊 事 由

(前記舊債八、〇〇〇圓ノ償還ニ充當スベキ特殊事由詳細記載セシムルコト)

- 備考 一、地方長官宛トシテ速ニ提出スルコト
二、三ノ貯蓄方法ハ長期ノ貯蓄ニシテ例ヘバ銀行ヘノ定期預金、金銭信託、戦時債券ノ買入等ニ區分記載スルコト
三、四ノ其ノ他代償金ノ充當理由ハ舊債ノ償還若ハ疾病、災害、吉凶等不時ノ費用ヘノ充當等ニ區分掲載スルコト



216

